

販路拡大を支援します!!

## 小牧市中小企業販路開拓支援補助金制度のご案内

技術及び製品の販路を拡大し、新規需要の開拓を促進するため、展示会等に出展する事業者に対し、その経費の一部を補助します。

### 1. 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

### 2. 補助対象事業

補助対象事業は、販路拡大のため展示会等に出展する事業とします。ただし、小牧市次世代産業販路開拓支援補助金交付要綱（平成26年7月1日26小商第107号）による補助を受けて出展する事業は、除きます。

※展示会等とは、取引先又は事業提携先の開拓又は業務の受注若しくは発注の機会確保を目的に開催される展示会、見本市、博覧会等をいいます。ただし、次に掲げるものは除きます。

ア その場で小売することを主目的としたもの

イ 広く一般に公開されていないもの

ウ 小牧市の補助を受け又は委託により開催されるもの（こまき産業フェスタ等）

エ 海外で開催される展示会等で経済産業省、農林水産省、日本貿易振興機構等の公的機関が関与しないもの

オ その他市長が不相当と認めるもの

☆航空宇宙産業関係の展示会に出展される場合は、小牧市次世代産業販路開拓支援補助金(補助率 2/3 限度額 100万円)が受けられる場合があります。

### 3. 補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうちの小間料（オンライン展示会の場合は出展料）とします。ただし、国、県その他の機関から補助金の交付がある場合は、その額を差し引いた額とします。

※消費税は除く。

※参加費用を負担金等として支払い小間料が明確でない場合は、その負担金等の額とします。

※日本円以外の通貨で支払った場合は、支払時の当該通貨の日本円に対する換算レートで算出します。換算レートが不明な場合は、当該支払月に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて日本円に換算した額とします。

### 4. 補助金額

補助対象経費×1/2

※限度額は50万円/年とします。

※100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。

## 5. 申請から交付の流れ

### ① 計画書の提出

出展する展示会等の開催の30日前までに、小牧市展示会等出展事業計画書（様式第1）及び下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

#### <添付書類>

- 企業概要書（様式第2）
- 展示会の概要がわかる書類（パンフレット等）

### ② 補助金交付申請書の提出

出展した展示会等の開催から30日以内に小牧市中小企業販路開拓支援補助金交付申請書（様式第3）及び下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

#### <添付書類>

- 事業報告書（様式第4）
- 補助対象経費の支払い等を証する書類（領収書等）の写し
- 出展した展示会等のパンフレット等で出展企業がわかるもの（オンライン展示会の場合を除く。）
- 出展したブースの写真（オンライン展示会の場合は、自社名及び出展内容がわかるページの写し）
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証する書類  
※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し

③ 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業販路開拓支援補助金交付決定通知書を送付します。

④ 補助金交付



#### <問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係  
〒485-8650  
小牧市堀の内三丁目1番地  
電話：0568（76）1112  
FAX：0568（75）8283

## 一宮市貿易振興事業等補助金

ページID 1016015

更新日 2024年4月1日

中小企業者の行う貿易取引の拡大および貿易関連活動の振興のため実施する事業に要する経費の一部を補助します。

### 補助事業一覧（令和6年度）

| 補助対象事業       | 補助対象者 | 補助対象経費  | 補助率                     | 補助限度額  |
|--------------|-------|---|-------------------------|--|
| 国内見本市参加等事業   | 中小企業者 | 参加出展料<br>※参加出展料が10万円（税込み）<br>以上の見本市等への出展に限る<br>（オンライン形式を除く） |                         | 5万円(定額)<br>※ <b>オンライン形式による見本市</b> などへの出店について、<br><b>1/2の補助率かつ2万5千円を上限。</b><br>※ <b>同一年度に1者あたり20万円が交付限度</b> |
| 海外貿易見本市参加等事業 | 中小企業者 | 参加出展料   | 1/4以内<br>(1,000円未満切り捨て) | 1回当り 30万円（補助限度額）<br>※ <b>同一年度に1者あたり2回が交付限度</b>   |

### 備考

1. 市内に主たる事務所を有する中小企業者が対象となります。
2. 海外見本市参加事業にあっては同一年度に1者あたり2回を交付限度とする。
3. 補助の対象となる参加出展料は出展に要する会場使用料(出展料、出展小間料(消費税を含む))のことをいい、会場使用料以外の経費(運搬料、工事費、ブース装飾費)は対象としない。
4. 見本市等の開催日1週間前までに申請をすること。

### 申請方法

一宮市役所本庁舎9階産業振興課まで必要書類を郵送もしくは持参。

#### 必要書類

- ・ 申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 予算額調
- ・ 見本市の概要がわかるもの
- ・ 会場使用料の金額がわかるもの（請求書など）

## 添付ファイル

[国内見本市等申請書 \(Excel\) \(Excel 22.2KB\)](#)

[国内見本市等申請書 \(pdf\) \(PDF 29.9KB\)](#)

[国内 \(オンライン形式\) 見本市等申請書 \(Excel\) \(Excel 21.8KB\)](#)

[国内 \(オンライン形式\) 見本市等申請書 \(pdf\) \(PDF 31.1KB\)](#)

[海外見本市等申請書 \(Excel\) \(Excel 22.5KB\)](#)

[海外見本市等申請書 \(pdf\) \(PDF 30.6KB\)](#)

### このページに関するお問い合わせ

#### 産業振興課 商工グループ

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎9階

電話：0586-28-9130 ファクス：0586-73-9135

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。